諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年６月２日（令和８年（行情）諮問第７４１号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８６号）
事件名：保険者宛送付状等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年３月２日付け厚生労働省発保０３０２第１０号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書によると、以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　法１条では、法における解釈及び運用の基本原則として、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、法の趣旨であると考えられる。

イ　行政手続法８条１項では、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定めている。

最高裁判所平成４年（行ツ）第４８号　平成４年１２月１０日判決では、「東京都公文書の開示等に関する条例５条に基づき、『個人情報実態調査に関して、警視庁から入手、取得した一切の文書』の開示を請求した者に対する非開示決定の通知書に、非開示の理由と

して、『東京都公文書の開示等に関する条例第９条第８号に該当』と記載されているにすぎないときは、右決定は、同条例７条４項の定める理由付記の要件を欠き、違法である。」と判示している。

理由付記は、開示請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても、取り消さないといけない。

ウ　厚生労働大臣は、本件処分の通知書に、「不開示とした部分とその理由」として

（不開示部分）

法人の名称

（理由）

法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法５条２号イに該当するため、不開示とした。

と記載している。

まず、不開示部分の「法人の名称」の記載では、すべての法人の名称が不開示なのか一部の法人の名称が不開示なのかわからない。

また、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法５条２号イに該当するため、不開示とした。」の理由付記は、法５条２号イの規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない。

本件処分は理由付記不備で、行政手続法８条１項に違反し、取り消されなければならない。

エ　以上のように、原処分は理由付記に不備があり、不開示部分の法に規定する不開示情報該当性について判断するまでもなく取り消されるべきである。

（２）意見書１

ア　厚生労働大臣（処分庁）が令和８年３月２日付「厚生労働省発保０３０２第１０号」をもって法９条１項の規定に基づき部分開示を決定した原処分は理由付記に不備があり、不開示部分の情報公開法に規定する不開示情報該当性について判断するまでもなく取り消されるべきです。

イ　審査請求人は、近畿厚生局長が令和８年３月４日付「近厚発０３０４第４５号」をもって法９条１項の規定に基づき部分開示を決定した処分（以下「近畿厚生局長の部分開示処分」といいます。）の理由付記不備を不服として、令和８年３月１１日付で審査請求をしたところ、

厚生労働大臣（諮問庁）は令和８年４月２７日付「厚生労働省発年０４２７第４号」の裁決で審査請求人の主張を認め、近畿厚生局長の部分開示処分を取り消しています。厚生労働大臣（諮問庁）は本件処分についても審査請求人の主張を認めて取り消すべきです。

（３）意見書２

ア　厚生労働大臣（処分庁）は、法５条２号イを適用する理由として、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法５条２号イに該当するため、不開示とした。」と記載しています。審査請求人は法５条２号イの規定しか知ることができないため、審査請求の主張や、証拠集めに支障をきたします。また、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるといっているだけであり、法人等の公正な競争上等の地位が具体的に侵害されることがわかりません。このような理由付記が不十分な処分は、一旦、取り消されなければなりません。

イ　特定新聞特定年月日付「社保料滞納、差し押さえ…取り消し求め提訴　横領あったから」（略）の記事に、「社会保険料を滞納したのは職員が横領していたからで、納付が猶予されるケースだった――。特定都道府県特定市の運送会社がこう訴え、日本年金機構と国に対し、滞納にもとづく差し押さえ処分の取り消しや約〇万円の賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。特定日に会見を開き、明らかにした。送会社は「X」。昨年特定月日付の訴状によると、同社は社会保険料など約〇万円余りの滞納があるとして昨年特定月から順次、預金口座や売掛金債権の差し押さえ処分を受けた。」と書かれており、株式会社Xが記者会見を開いていることがわかります。株式会社Xは、法人名を明示して記者会見していますから、法人名は法５条２号イに該当しません。

ウ　厚生労働大臣（処分庁）は、代理人の氏名を法５条１号により不開示としているようです。しかしながら、代理人は弁護士が務めているはずで（弁護士法７２条）、弁護士は事業を営む個人であり、法５条１号に該当しません。また、弁護士の氏名は法５条２号イにも該当しません。

情報公開・個人情報保護審査会　平成２３年７月２３日付　平成２３年度（行情）答申第１７２号「事件名：特定建築物の住民が国等に提起した損害賠償請求事件に係る訴状等の一部開示決定に関する件」では、「諮問庁は、これらの情報は、特定の弁護士がいかなる事案について関与するかは事業を営む当該弁護士個人の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法５条２号イに該当するため、不開示とすることが妥当であると説明する。しかしながら、訴訟代理人である弁護士に係るこれらの情報は、事業を営む個人に関する情報であるが、一般には、公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害することになるとは言えず、事業活動上の不利益を生じるおそれもないと考えられることから法５条２号イの不開示情報には該当せず、開示すべきである。」との判断を示しています。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人は、開示請求者として、令和８年１月１日付け（同日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対し、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる行政文書に係る開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁は、令和８年３月２日付け厚生労働省発保０３０２第１０号により、一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月５日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

なお、審査請求人が「開示文書の開示の実施方法等申出書」を提出し、処分庁がオンラインにより開示文書の開示を実施したのは同月１９日であり、本件審査請求は開示文書の閲覧前に行われたものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分を取り消すべきとして、以下の点を主張している。

ア　不開示部分として法人の名称が記載されているが、すべての法人の名称が不開示なのか、一部のみが不開示なのか判然としない。

イ　不開示の理由について、法５条２号イの規定が記載されているのみであり、当該規定を適用する具体的な根拠が記載から理解できない。

（２）審査請求人の主張に対する判断

ア　不開示範囲が不明確であるとの主張について

審査請求人は、不開示部分の記載が「法人の名称」とされているのみであり、その対象がすべての法人名称であるのか一部であるのかが不明確である旨を主張している。

しかしながら、開示決定通知書における「法人の名称」との記載は、当該行政文書に記録された法人名称という情報の類型を示すものであり、その文言から不開示対象となる情報の範囲は一般的に理解可

能である。

また、本件においては、「法人の名称」という区分により不開示部分を示しているものであり、当該文書の性質に照らせば、その対象範囲は合理的に特定され得るものである。

さらに、実際に開示された文書を確認すれば、法人名称が一部ではなく一律に不開示とされていることは明らかであるところ、本件審査請求は、当該開示前に行われたものである。

以上の事情を踏まえれば、本件における不開示部分の記載が不明確であるとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は当たらない。

イ　不開示理由が不十分であるとの主張について

審査請求人は、不開示理由として法５条２号イの規定が記載されているのみであり、その適用根拠が具体的に示されていない旨を主張している。

しかしながら、開示決定通知書には、「法人等に関する情報であって、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法５条２号イに該当する」旨が記載されており、不開示とされた情報の性質及びその理由の要点は示されている。

また、法人の名称に関する情報は、その性質上、当該法人が行政上の手続又は紛争に関与している事実と結び付く可能性を有するものであり、これを公にすることにより、当該法人の信用、取引関係その他の正当な利益に影響を及ぼすおそれがある。

とりわけ本件においては、行政不服申立てに係る裁決に関連する法人の名称であることから、当該法人が紛争当事者である事実が明らかとなることにより、対外的評価等に影響を及ぼす可能性が否定できない。

したがって、本件における不開示理由の記載は、その趣旨を理解し、当否を検討するに足りる内容を備えているものと認められる。

よって、審査請求人の上記主張は当たらない。

（３）小括

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも採用することができず、原処分に違法又は不当な点は認められない。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和８年６月２日　　諮問の受理
② 同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③ 同月５日　　審査請求人から意見書１及び資料を収受
④ 同月１５日　　審議
⑤ 同年８月３日　　審査請求人から意見書２及び資料を収受
⑥ 同年１０月２６日　　本件対象文書の見分及び審議
⑦ 同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法５条１号、２号イ及び４号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、理由の提示が違法である旨主張しているところ、諮問庁は、理由の提示に違法はなく原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分の理由の提示の妥当性について検討する。

２　原処分の理由の提示の妥当性について

（１）行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部を不開示とするときは、法９条１項に基づき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならず、この通知を行う際には行政手続法８条１項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法５条の不開示理由のいずれに該当するのか、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、理由の提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

（２）当審査会において、諮問書に添付された原処分の行政文書開示決定通知書（写し）を確認したところ、審査請求人が挙げる判例（不開示理由として「東京都公文書の開示等に関する条例第九条第八号に該当」と付記）とは異なり、別紙の３に掲げるとおり、「２　不開示とした部分とその理由」欄には、不開示部分にどのような情報が記載されており、公にすることによってどのような支障が生じるために、法のどの不開示理由に該当することになるのかという、不開示とされた情報の性質及びその理由の要点は示されているものといえる。

（３）審査請求人は、とりわけ、不開示部分の項目３「法人の名称等」の記

載のみでは、全ての法人の名称が不開示なのか一部の法人の名称が不開示なのか分からない旨主張する。しかしながら、本件開示請求が下記（４）に記す内容であることを踏まえれば、差押えを受けた法人（民間企業）に関する情報はもとより、当該民間企業が預金口座を有する金融機関や売掛金を有する取引先（法人）に関する情報等も記載されているであろうことは容易に推認され得る上、本件対象文書は原処分において開示されている範囲が広く、不開示部分も細かく区切って不開示とされていることから、対象文書について開示の実施を受ければ、どのような事項が不開示とされているのかが容易に判明することになる。

（４）さらに、審査請求人は、本件の理由の提示は、法５条２号イの規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない旨も主張する。

本件開示請求は、そもそも民間企業が国税通則法４６条の規定による納付猶予の可否を考慮されず滞納保険料を差し押さえられたことの取消しを求めて行った不服申立てに対し、社会保険審査会が判断を示した文書の開示を求めているものであることに鑑みれば、諮問庁が理由説明書でも説明するように、そのような紛争当事者である民間企業に関する情報が公になれば、当該民間企業の対外的評価等に影響を及ぼす可能性が否定できないことが、法５条２号イを適用する根拠の一つであろうことは推認可能と考えられる。

また、民間企業が、どのような法人とどのような取引関係にあるのかといった情報も、民間企業にとっては、通例公にしていない内部情報であると解して、そのような情報を保護しようとすることが、法５条２号イを適用する根拠の一つであろうことも推認可能であると考えられる。

（５）以上を踏まえると、本件において、審査請求人が不開示とされた根拠を全く了知できないとまではいえない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

上記２のとおり、本件では、原処分の理由の提示について、審査請求人が不開示とされた根拠を全く了知できず、直ちに原処分における理由の提示が全体として違法であるとまではいえないものの、不開示部分を公にした際の具体的な支障（どのような根拠により不開示事由に該当することになるのか）について、情報の性質に応じた説明が十分であるとはいい難く、これは行政手続法８条１項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては今後適切な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び４号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　開示請求書の記載内容

特定年金事務所が国税通則法４６条の規定による納付猶予の可否を考慮せず滞納保険料を差し押さえたことの取り消しを求めて特定都道府県内の民間企業が行った不服申立に対し、社会保険審査会が特定年に特定件数について認容、特定件数について却下する判断を示した裁決。裁決の決裁に関する文書を含む。

２　原処分の決定通知書の記載（「１　開示する行政文書の名称」欄）

保険者宛送付状、容認裁決用代理人宛送付状、却下裁決用代理人宛送付状
令和６年（健厚）第７７１号「裁決書」（令和７年１１月２８日）
令和６年（健厚）第７８１号「裁決書」（令和７年１１月２８日）
令和６年（健厚）第７９１号「裁決書」（令和７年１１月２８日）
令和６年（健厚）第８０１号「裁決書」（令和７年１１月２８日）
令和６年（健厚）第８１１号「裁決書」（令和７年１１月２８日）

３　原処分の決定通知書の記載（「２　不開示とした部分とその理由」欄）

	不開示部分	不開示理由
１	個人の住所・氏名・職業、個人に付された記号番号、特定の時間を示す表記（年齢、年月日）、特定の数値を示す表記（金額、検査数値）、特定の場所を示す表記（医療機関、学校、勤務先、市町村名称）及び裁決に直接関係のない傷病名、負のエピソード	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法５条１号の不開示情報に該当し、かつ同号ただしイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。
２	個人の印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるもの、また、公にすることによって、偽造され、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法５条１号及び４号に該当するため、不開示とした。
３	法人の名称等	法人等に関する情報であって、公にするこ

		とにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法５条２号イに該当するため、不開示とした。